

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成19年11月21日(水)

開会 9時30分

閉会 11時40分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下謙委員、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

学校教育分野総括室長 坪田知広 生涯学習分野総括室長 杉野周二

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

予算経理室長 中川弘巳 予算経理室副室長 藤森正也

教育改革室長 中谷文弘 教育改革室副室長 丹羽毅

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 横田浩一

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

生涯学習分野

生涯学習室長 木平純子

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第54号 平成19年度三重県一般会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第55号 条例改正案について	原案可決
議案第56号 規則改正案について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 三重県立高等学校入学者選抜における調査書に係る改善について
報告2 県立高等学校再編活性化第三次実施計画(案)パブリックコメント項目別回答について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成19年11月8日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下議委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 54 号、55 号、56 号が議会上程前の為、報告題 2 は、意思形成過程の為非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告題 1 を報告したのち、非公開の議案第 54 号から 56 号を審議し、報告題 2 を報告することを確認する。

・審議内容

報告 1 三重県立高等学校入学者選抜における調査書に係る改善について（公開）

（高校教育室長説明）

三重県立高等学校入学者選抜における調査書に係る改善について別紙のとおり報告する。絶対評価による調査書の信頼性確保のための改善策と、入学者選抜における調査書の活用に係る改善策ということで、信頼性の確保と活用という二点についての改善策を報告させていただきます。

学習指導要領の改訂により、平成 14 年度から小中学校における学習の評価は、集団に準拠した評価、いわゆる相対評価から、学習の計画とか目標に準拠した評価、人数ではなく達成したかどうかといういわゆる絶対評価に変わりました。これに伴い、入学者選抜に用いる調査書についても、各教科の学習の記録を目標に準拠した絶対評価によって記載していますが、地域間や学校間で格差があるとの指摘がなされており、絶対評価に対する保護者や県民の関心が高まっており、昨年度新聞等で報道されたり、あるいは県議会の常任委員会等で議論をいただきました。特に保護者の間には、絶対評価の客観性、公平性に不安を抱く声もあります。各中学校から提出される調査書に記載されている評価の適正さ、信頼性を確保するために改善を行いたいということです。

まず の 20 年度入学者選抜からの実施と、もう少し周知が必要ということで、 の 21 年度入学者選抜からの実施と、早くできるものと時間がかかるものに分けて検討しました。中学校や高等学校の校長・教員を委員とし、検討会を 5 月に設置しました。保護者とか塾の教育関係者からの意見を聞く会により、委員の生の声を直接聞いて審議をしていただきました。

の 20 年度入学者選抜からの実施の（1）ですが、評価に関する研修内容の充実と全教職員への定着ということで、県教育委員会では、これまで小中学校の教務担当者会議の中で実施してきた評価に関する研修をより実践的なものとして研修内容の充実を図ります。教務担当者というのは、教育課程の編成や授業時間などの評価について中心となる教務主任を指しています。今年度については、教務主任だけでなく進路主任も入った形、あるいは県教育委員会の小中学校教育室だけではなく、高校教育室も入って調査書の評価のあり方について研修を行うということです。さらに研修内容が職員全体に伝達され定着するように、各中学校においても評価に関する職員研修を行っていただきたいということです。その結果、教員の評価の力量が高まり、評価の適正さを確保できるのではないかと考えます。また、より多くの教員が研修を受けることができるように、各中学校の教科担当者を対象とした研修会の実施を次年度以降に検討し、これについては、例えば小規模校では音楽の教員が一人でも、複数でのチェックができるように教科別に研修会を行うことを検討しています。

（2）ですが、調査書作成手順の統一と明示ということで、中学校で調査書を作成するにあたり、どのような手順、どのようなチェックを実施しているかを評定分布表に調査書作成委員会の記録欄を設けることにより明確に示します。3 ページに参考資料があります。様式 5 ですが、国語から外国語まで教科があって、縦に 5・4・3・2・1 と人数が書いてあります。その下に、調査書作成委員会の記録とあります。この部分が新たに加わりました。 から 項まであり、作成委員会の委員の人数、回数、開催日、あるいは転記・読み合わせを行った日とか点検を行った日とかがありますが、そういうことをチェックし、きちんと手順を踏んでいるということを自らで再認識してもらいます。それと、今まではこの評定分布表を県教委だけに提出していましたが、高校へも提出します。自分の中学校から A 高校 B 高校へ受ける数だけ A 高校へも B 高校へも提出し、公正に評定をつけていることを示します。

それから評価確認表があります。これについては、いろいろな作業が伴いまして、もう少し中学校に周知する時間が欲しいと、中学校長会あるいは進路指導委員会というところで議論があり、これについては次年度以降への作業として周知徹底を図っていきたいということです。元へ戻りいただき、1 ページ（2）のところですが、その結果、中学校において調査書作成の手順やチェックする事項を統一し、高等学校に対して

中学校での評価のプロセスや取組を明確にできるということです。評定分布表の調査書作成委員会の記録については、20年度中に各中学校へ周知徹底を図り、21年度から記載していく予定です。

の平成21年度入学者選抜から実施ということで、これは20年度にしっかりと周知徹底を図っていきたいという事柄です。(1)各中学校における年間指導計画の作成と生徒・保護者に対する評価についての説明ですが、各中学校が評価基準を含めた各教科の年間指導計画を作成して下さいということです。年間指導計画があっても、評価基準が入っていないというのが現実に見られ、やはりどういう点で評価するんだということをきちんと作っていただいて、評価の仕方について生徒や保護者に事前に説明する必要があるのではないかと、また、そうすることにより自分はこれで評価されているのだと分かるのではないかとということです。各中学校が作成した年間指導計画については、市町等教育委員会で把握します。これも市町の教育委員会を尋ねると、市町の教育委員会は、そこまで踏み込んでデータを持っていないということで、こういうことについても市町の教育委員会、設置者として把握していただきたいということです。なお、すべての中学校が適切な内容の年間指導計画を作成できるように、県教育委員会としましては、先進的な学校の年間指導計画を例として今後紹介しながら調整を図っていきたいと考えています。その結果、各中学校における評価に対する取組を適切なものとするだけでなく、生徒や保護者からの評価に対する信頼性を確保します。例えば家庭は90点を取ったが3になったのは、提出物の評価項目にあるとか、あるいは授業の態度が悪かったのかというような評定になったんですよとかが分かるようにするということです。

(2)県教育委員会と市町等教育委員会の連携による指導・助言についてです。市町等教育委員会は所管の中学校の評定の状況を把握していただく訳ですが、県教育委員会との連携のもとに、必要に応じて指導・助言を行います。その際、県教育委員会が資料等を提供しながら、各市町等教育委員会における取組に偏りが生じないよう広域的な調整を行います。その結果、評価の適正さと信頼性の確保につなげることができるのではないかと考えます。また、県教育委員会は、中学校への指導・助言が入学者選抜の調査書に対して実効性を発揮できるように、例えば1学期あるいは前期ですが、成績をつけた段階で中学校から評定分布表を集め、あまりにも5がたくさん出ている学校と少ない学校とがあると、その事情をヒアリングします。これは神奈川県で実施されており、本県も調査に行きましたが、一番良いのではないのかなと考えているところですが、実施にあたりましては、中学校あるいは保護者等ともさらに協議を重ねて精度を高めていきたいなと思っています。

今度は活用の方です。入試にどう使うかです。入学者選抜において志願倍率が高い一部の高等学校では、調査書に記載されている評定のわずかな差異が大きく影響することがあり、合否判定の公平さについて説明責任が付きにくい現状があります。これらのことを踏まえて、入学者選抜における調査書の活用について見直しを行い、21年度以降の入学者選抜に改善を図っていききたいということです。

後期選抜における選抜方法に学校裁量の要素を加える一部改正を行うということで、リーフレットをご覧ください。一番裏側の後期選抜の選抜方法というところですが、募集定員200人のケースとなっています。第一段階では、調査書の上位、募集定員の100%以内、つまり上位200人と、学力検査の順位が80%以内、つまり上位160人の2つの要素をクリアした者が合格となるわけですが、調査書の評定が低い子はなかなか合格ラインに達してこないこととなり、保留になってくるわけです。先ほど評定のわずかな差異が大きな問題になっていると申し上げましたが、そこで倍率の高いところ、あるいは学校の特色に応じて学力を重視したいところは、この調査書の100%のところを110%とか120%にできないかということです。そうすることにより、調査書については緩くラインが引かれるのではないかと、そういう考え方です。

本冊の2ページにもう一度戻っていただきたいのですが、現行の選抜方法の調査書の各教科の学習の記録及び特別活動の記録により、およそ募集定員に当たる100%を選ぶ、ただし、高等学校によっては、調査書の各教科の学習の記録等により、選ぶ人数を募集定員のおよそ110%または120%とあらかじめ設定することができるというのを追加したらどうかということで、この但し書き以降を追加したものが検討会の案となっています。これにより、募集定員のおよそ110%または120%と設定した高等学校では、より多くの受験者が第1段階及び第2段階における選抜の対象となるため、学力検査の得点が高いにも関わらず、選抜の最終段階に回る受験者が減っていくのではないかとということです。なお、募集定員のおよそ110%または120%と設定した高等学校は、設定した趣旨を事前に実施要項等に示します。また中学校においても例えばA高校はこういう選抜方法だと生徒に十分に周知徹底したらどうだということです。検討会の方では、保護者の方から調査書の評定をゼロと見るような学校があってもいいのではないかとというような意見もあったわけですが、中学校の校長とか教員の方の代表は、では中学校教育の日々の活動はどうなるんだというような議論もあり、試行的にこのような形で行ったらどうかと意見がまとまり、再度この意見を保護者の代表の方々に示したところ、急激に調査書を見ないというのはちょっと学校も混乱するのかなという話が出ていました。

なお、中学生が志願する高等学校を保護者との話し合いを通して納得して決定することができるように、各中学校において、20年度の入試で次のような改善を行います。本人への調査書に記載する第3学年の評

定合計値の事前提示ということで、事前にあなたの調査書の評定点は30点ですよ、25点ですよということ三者懇談の時に提示することにより、自分の持ち点が分かり、あと学力でどうやって勝負しようかということを考える方法を探ったらどうかということです。これは中学校・高校とも賛成で、入試後に簡易開示というのがあり、自分の調査書の得点と学力点を出身校に行って請求したらもらえるということになっていますので、子どもたちにとっては事後に知るよりは事前に知って受験してもらう方がより透明度が高くなるのではないかというのが保護者とか教育関係者、中学校長・高校の校長さん方でまとまりました。1ページから2ページにかけて、今年度の入試から改善するものと21年度からやらせていただきたいものに分けて説明させていただきました。以上です。

【質疑】

委員長

いろいろデリケートな問題が絡んでいますがいかがでしょうか。

竹下委員

この絶対評価ですが、目標の準拠した評価ということは分かっているのですが、目標というのは一人一人の子どもにつけるのですか。それとも全体の一定の目標なのですか。

高校教育室長

教科書あるいは学習指導要領の中では目標や計画があって、それに対してどこまで達したかという、全体の目標です。

竹下委員

クラス全体の目標ですね。

高校教育室長

そういうことです。だからそれに達したかどうかということが大事で、一人一人のAさんBさんCさんで目標が違うということではありません。

竹下委員

その目標に全員が達している場合には全員が100点ということですね。

高校教育室長

そうです。トータルで100点というか5がつきます。1回ごとでは100点かも分かりませんが。

竹下委員

ありがとうございました。それでその次、目標はいいのですが、それは、客観性・公平性に不安を抱く人が多いというところの改正としてこれが出てきたわけですよ。

高校教育室長

はい。

竹下委員

ということは客観的にやって、公平にというよりも公平はもう当然ですけど、客観的に自分の子どもがどれ位の力があるのかということを知りたいという親の声が強いわけでしょ。クラスに、仮に40人いた場合、40人の中で過去の相対評価ですが、私の子どもはいい方なのか、それとも悪い方なのか、そういうことを知りたいというのではないのですか。違いますか。

高校教育室長

はい、それだと相対評価になってしまいますので、集団の中の例えばA中学校の中での成績になってしまいますが、そうではなくこの目標に達して4をもらったというそのところが大事と思っています。集団の中で比べてしまうと、もうどうしようもなくなってしまうので、例えばA中学校だけでなく市内の中学校の中で比べるとか、あるいは地域の中で比べるとどんどん拡散していきますよね。それが本当に4の数字なのかどうかというのは、それぞれの学校がやはり目標に応じて達したかどうかということを評定するというのが一番分かりやすいのではないかと、それを比べてしまうと、そこに矛盾がはらんでしまうということです。

竹下委員

はい。そういう前提でこういう改正をしようとしています。現実こういうことを各教員がもし真面目に、やろうとすればできるとしても、ものすごく時間がかかるのではないのでしょうか。今説明を聞いた時、私も学生の評価をしていますから、自分でこういうことができるのかな、パニックになってしまうなという印象で聞いていました。真面目にやる人だったら、これはもう大変なことになるのではないかと、時間がいくらあっても足りないのではないかなと想像するのが1つです。

それから、先週に神奈川県に行って、市町村の議長さん達と研修会を行いました。それは別のテーマでしたが、彼らも一番関心があるのは、まさにこのことで、神奈川県方式にもものすごく不満があるのです。客観的でも何でもないという意見がたくさんある。結局はこういう説明をいくら聞いても親達分からない。それで議員さん達に文句を言うんだらうと思うのですけど。その神奈川県親達の反応は聞いていますか。

高校教育室長

1つ目の時間がいくらあっても足りないということですが、大体普通の意欲など、いろいろな観点でつけていくわけですが、神奈川県方式のように、年間指導計画の中で初めに県が指導資料を作って、例えば国語の時間に作文を読ませて、ここでどういうところを評価するのかということを書いておき、それに応じて一学級なら一学級という範囲の中で評定をつけると非常に分かりやすいと思います。何もないところでどうやってチェックしていくのかという話になると時間が非常にかかるわけですが、神奈川県では、このところでは提出物で見るとか、授業中の発言回数で見るとか、事前に資料を作っているわけです。三重県は、そこまでまだできていないので、次年度以降にやらせていただきたいと考えています。

そういうスタンダード的なものを作ってチェックをすることにより、現場に負担がかからないだろうとは思いますが、しかし、成績をつけるということは、非常に真摯につけなければいけないし、それが入試に使われることになるわけですから、保護者なり子ども達に、あなたはどのようにして5がついたんだとか、4がついたんだということを説明できないと、テストの点と提出物だけ、あるいは挙手の回数だけでつけましたと言ったら、納得できない保護者には不信感を抱かれるのではないかとこのころがあります。

竹下委員

途中で口を挟みますが、評定の仕方というのは、数量的になってくるでしょう。神奈川県では、提出物を何回出したとか何回発表したとか、それから試験でどれだけの成績をとったかというような形で数量的なものになってきて、提出したものの中身とかそういうものが中々見られないということがものすごく不評の種だったのですけどね。

高校教育室長

定量的に見るという項目はないんですね。例えば提出物の中でよく理解されているとかそういうことについてチェックするところがあります。また別の機会に、神奈川県はどうやって成績表をつけているかということをお知らせしたいと思いますが。

竹下委員

親の反応と違うと思いますよ。

高校教育室長

二つ目の神奈川県の親の声を聞いたのかということですが、たまたま聞き取りをおこなった者が保護者でもありました。もう一段階あるのは、ホームページで中学校別の評定が何点というのを載せているんですね。例えばA中学校では国語の評定は3.5ですよとか、B中学校では3.0ですよとか載せてあります。それによって、いくら今年はA中学校がよくできるということがあっても、こんなに差があっているのかということをお互いが情報交換するというようなことが慣れてきて、段々そういう大きな開きがなくなり、弊害があるということはなく、徐々に是正されていると保護者でもある担当職員は言っていました。

入試ではこれがベストというのではないので、改善を重ねてより信頼感を高めていく必要があるかなと思っています。(2)の下に神奈川県で実施とありますが、神奈川県ではさらにもう一つ親が情報共有をできるような方法を探っています。ここに書いていませんが、全国学力状況調査が行われる中で、いろいろなことが段々分かってくるのではないかなと思っています。危惧されるころはあると思います。改善を重ねて、より分かりやすく学校が保護者に説明しているかという点が一番大事だと思います。

竹下委員

というよりも、内容が複雑な改善をどんどん重ねていくと、それだけ流れが複雑になってくるのですよ。それは親にとっては非常に分かりにくくなっていくというか、例えば一番の最初の相対評価だけなら、親にとってはすぐ理解できる。絶対評価になってきて、それから段々こういう改善点を加えられると、なかなか意味が分かりません。

それから入試の説明についても、ここから上の点数、例えば60点以上が合格と言えればすぐ分かりますが、いや、60点以下でもこういう人は合格しますという説明を受けると訳が分からなくなっていくというのが普通の親の印象だと思いますし、そういうものをじっくり読んで考えに考えて話を聞いて理解をしてということではなくて、瞬間的に理解できるかどうかというのが一番の印象だと思います。

私が見てもこれはなかなか分からない。説明を聞いてそうかなと思うけど、人に説明しろと言われても全然できない。図を見てじっくり考えたらそうだろうなというような印象を持つだけで、私は全く理解していない。それから行きますと、やっぱり単純にすればするほど私はいいのだろうと思っているのです。こういうものも単純化していくことが必要であって、複雑化していくのはむしろ改悪だと思っているのですけどね。

高校教育室長

単純化するというのは、良い面もあると思いますが、それで説明責任が果たせるかどうかというのがあります。あなたの子は能力がなかったんだと、もうそれで終わりと言うのなら分かるわけですが、その子はその時体調が悪く、中学校3年間の学習の活動が非常に真面目であっても、落ちる場合があるかも知れません。中学校も前向きに普通の中学校の学習活動を見て欲しいということで評定が入ってくる、調査書というもの

があるわけです。そこをはっきり説明すれば、仕組みは複雑かもしれませんが、こういうところはこういうところで見えていますということをごきちと親に学校側は説明すれば理解いただけるのではないかなと私は思います。それが今の時代に求められているのかなと思います。

単純化すればいいと言うのであればその子の個性とか能力とか意欲とかをどうやって見るのか、学力点だけではないのかと言うのであれば普段の日々の学校教育活動はどうなるのかという話になります。保護者の中では、確かに竹下委員が言われましたように学力点だけにしたらいいじゃないかという保護者もいるわけです。調査書を用いることによって、例えば先生受けのいい子は評定が高く、受けの悪い子は評定が悪いと、そんなことはおかしいとその保護者は発言されていましたが、そう言うものの、学力だけで見るといふことでほんとにそれがいいのか、教育活動としてそこは教育論になってくるのだと私は思っています。

竹下委員

しかし、室長の教育論と言ってもね、子どもをじっくり先生が観察する必要があるのですよ。その時間がこういうことをやっていくと、なくなってくるのではないかなと思います。先生は忙しい、忙しいと常々言っておられますからね。

学校教育分野総括室長

これは本来業務ですから。

竹下委員

これは本来業務じゃなく、子どもを見るってことが本来業務でしょ。

学校教育分野総括室長

評価と観察は一体ですから。

竹下委員

いや、評価というのはその後の問題。まず観察するっていうのが本来業務。

学校教育分野総括室長

評価は本来業務ですから。

竹下委員

いや、私は本来業務というのは子どもを見て子どもを指導してというのが本来業務だと思っています。評価というのはその後の問題。

学校教育分野総括室長

いいえ、仕事と評価は一体です。

竹下委員

それは文部官僚の発想です。一番本来の業務というのはやっぱり子どもを見て子どもをいかに育てていくかを考えて指導していくというのが本来業務です。

高校教育室長

確かにですね、子どもを見てどうやって指導していくか、指導をやりっぱなしというのではいけないと思うのですね。やはりチェックが入って、じゃあ励まそうか、ここで励ましたらいいのではないかなとか、ここでもっと緩めた方がいいのではないかなとか、それは、指導と一体と思うのですね。そこへある程度の評価が入っているのだと思います。この子は今鞭を当てないと怠け者になるよなど、だからそれは、どうして鞭を当てるのかと言うと観察だけではなしに結果をある程度見て、例えば小論文を出させてこの小論文は何だと、本当に考えているのかと、ここに先生の評価が入っているわけです。だから評価があるからこそ、次の計画へ行くので、それこそPDCAだと思っています。それもできなと言うのであれば、これはもう教師を辞めてもらうしかないですね。

竹下委員

いや、それをするのが先生の本来の業務だけでも。

高校教育室長

はい、業務だと思います。

竹下委員

こういう形で、一生懸命書いていってねということが本来の業務ではない。

高校教育室長

チェックをする部分もないと、説明責任を果たせません。自分の考えでこれを行っているんだ、自分は教師を20年やってるんだ、30年やってるんだという人が指導力不足になるというのは何故かと言うと、じゃあうちの子どもの指導は、どうやってくれたのかと言われた時、説明するものが何もないわけなんですね。口頭でどれだけ言っても、それは勘だらうと言われるのが今の世の中なのですね。だからそういう親に対しても、このように評価をしてきて、あなたの子どもはこうなのですよということが言えるようにしておかないとまずいのではないかなと思います。非常に感性も高く感度もいいという教員ばかりであればいいですが、親が納得しなくなったら、どう日常の活動をしているのかという説明責任が求められます。

委員長

ちょっとよろしいですか。1つは、どのようにやっているかというのは、多分我々は理解してないのですね。それで以前に比べてやりやすくなって、先生方の時間が減っているのだという、そういう資料とか具体的な物があれば、もう少し分かりやすいと思うのです。それを委員会ではなくても良いのですが、その時に神奈川県方式とか、三重県方式とか、現在やっている方式とか、違いみたいなことが、我々分かれば良いと思います。

高校教育室長

分かりました。

竹下委員

いや、今、どんどん教育が駄目になってきているという印象を我々は持っているのです。皆さんに聞いた時に、一番いい教育の時代だったというのは、昭和40年代ではなかったかなというような話になりましたよね。その頃の、昭和40年代の状況がどうだったかというのを見てみましょうよ、それと今と比較して、今はものすごく精密になり、手続き的にはいろいろな形で整備されていると思いますが、それが非常に杜撰だった昭和40年代頃の方が、むしろ教育が良かったのではないかということであるならば、そちらと比較して検討する必要があるだろう、だからこういう他の県のことよりも、三重県の40年代とまず比較する必要があるのではないかなと私は思っているのですけどね。

多分その頃は、非常に単純だっただろう。もちろん親もそういう不満のある人はいたでしょうけれども、そういう不満を補うほどの先生の力があつたと思うのです。

委員長

では、今の問題は大きいのでまた別の機会を作っていただきたいと思うのですが、他どうですか。

井村委員

聞き漏らしたか分かりませんが、この平成20年度の1番のあたりで、音楽担当の人が一人だった場合のダブルチェックはどうされると言われましたか。

高校教育室長

各中学校で少数の教員が評価をしていることが非常に問題だろうということで、地域で音楽の教員が研修会を持つとか、あるいはA中学とB中学、二人が顔を突き合わせて評価の検討をするとかそういうことをしたらどうだろうと考えています。やっぱりある程度地域間で高校受験をされますので、そのA中学で一人という教員では、段差が出やすいものですからそういうところは集まってお互いが、どういう観点で評価しているのかと情報交換をしてもらって、そういう研修、情報交換会をした方がいいのではないかとこういうところですよ。

井村委員

もう少し対極の見地というか、音楽の問題だけではないですが、担当の方とはまた別の見方で校長が全人格的というか、そういう見方をした上でのダブルチェックをするということにならないものかなと思います。

高校教育室長

2月19日の毎日新聞では、校長の中には、ちょっと甘く評価をつけるという校長もいるという話が出ていますので、全部校長が全人格的に全ての教科をチェックするというのは難しいかなという思いです。やっぱり一人の教員が成績、評定をつけることについて責任感をもってもらうということが大事なところですが、ただそうは言いつつも一人の目で見るとはなしに、同じ教科の担当と相談すると良いのですが、教科が違えば相談も出来ないわけですね。

観察とか指導とかいう観点から見れば、そんなのは同じだよと言うかも知れませんが、音楽で求められる能力とか、その単元での能力とかありますので、それはやっぱり情報共有した方がいいのではないかなと考えています。

井村委員

もう一つ、様式5ですが、これで各偏差というか、そういうのが分かるということですよ。例えば5に集中していないだろうとか、集中していても構わないのかも分かりませんが、そういうことは、その分布を見ている訳ですよ。

高校教育室長

これについては、今までもこのような人数は書いていましたので、改めてということではないのですが、下の方の調査書作成委員会の記録というのが新たに加わって、このような手続きについてチェックすることです。

井村委員

一応、記録ですよ。

高校教育室長

はい。もう一つ、人数の下に%を今年度入れたのですが、それは、中学校の相対評価の危険性があるので

はないかという意見もあったのですが、もともと人数が入っていますので一緒だと、ただ%を入れることによって、自分達がここにはこういうような割合でいるのだなということを感じてもらおうということを入れた方がいいのではないかと、抑制的な機能を持たせたらどうだろうと検討委員会では入れました。井村委員が言われたように、もともと人数は記入されていましたので、相対評価になるとか変わったのではないかとかそういうことではないと思います。中学校側に抑制的な意識をしてもらおうということです。

井村委員

その抑制的な意識と言うのが、相対評価で物を見て、この表を見ているのではないかなという気がします。

高校教育室長

そこが若干あるのですが、確かにこれまでの調査書の評定の推移を見ますと、3.3というのが非常に少なかったわけですが、教科の平均が3.6とか3.7という学校が出てきています。3.7ということはもうほとんど4と5がついていて、不登校の子とか欠席がちな子が1とか2がついているという状況なのですね。どうしてこういうことでもめているかというと、それは中学校の側にも最近は情報開示がされるわけですね。情報開示では全部出るのですね。

井村委員

これは、教育委員会にも出るし、各高校にも送られるわけでしょう。

高校教育室長

実は、保護者が情報開示請求に来るわけですよ。私どもは中学校が特定されないように、80人以上の希望の学校についてだけ中学校名を墨塗りして公開に促しているということで、非常に注目されているということも中学校の関係者も非常によく知ってまして、その辺りは自分達ももう少し慎重にあるいは正確にこの評定分布表を扱った方がいいのではないかという内部から意見が出てきました。人数だけでなく%をつけることにより、相対評価に近いというイメージを持ってしまおうのですが、そんなに差があるということであれば、やむをえないということです。

学校教育分野総括室長

相対評価自体にもいろいろ問題があって、抑制の段階の、戻ればいいのかという考えとは違い、学校ごとに学力のばらつきがある中で、ある学校はすべて学力は高いという学校はあります。今回の学力調査の中でも差があることが分かりました。そういうところはある意味割合で決まっていたから、40人中これまで5を4人5人つけたかったのですが、3人しか駄目と。そういう学校は要するに、他の学校では5がつく子が4になると割り食ってたわけですよ。だから相対評価にしたらそういう問題がくすぶっていて、そのまま来て、2002年に絶対評価に代わるということで、そういう不満を吸収するという意味でも絶対評価に意味があったし、先ほどの評価の見直しという全体の話があったわけですよ。

今これを行った時に、多分校長先生みたいに普段授業を見てない人から見ると、やっぱり数字から入ると思うんです。音楽だけだと5をやったらいいじゃないかとか、国語はこんなに5が少ないということで、それで急に揃えなさいというチェックをさせるのではなくて、音楽の先生にこれでいいのだねと聞いた時にちゃんと説明できるようにということです。音楽をうちのクラスは頑張り本当に目標をきちんと達成したので5を半分くらいつけてあげましたというやり取りをして頂く中で、担当教員も意識するだろうし、校長もこういうものを見るということで、学校全体はこういうものなんだと分かります。学校全体の学力とも一致しているというような観点を持ってもらうことは大事なことです。調整するということは、我々は今の段階ではあまりよろしくないと思っているのです。学校ごとに学力のばらつきがあるので、実際情報公開している中でも、やたらに4に近いところというのは、やはり別のデータで大体は学力の高いところなのです。評定が甘いところとは限らないわけなのです。大体です。その中ででこぼこがあって、少しこういう逆転とかが若干あり、地域の中では風評としておかしい、あっちの方が甘いんじゃないか、辛いじゃないかという話になりまして、そういうことを極端に数字を合わせるのではなくて、いろいろな人が意識を持つことによって、少しこれがより適正で、世の中の人々がやっぱりそうだよなというところに近づくのではないかなと思います。評価に絶対はないので難しいのですが、なるべくそういうところに近づけていくというのが一つのアイデアかと思います。

井村委員

一番最後だけ、調査委員会の人数だけが出ていますが、氏名は出てないのですね。公開することで氏名を入れるかどうかということは疑問があるのだけでも、氏名という意見は出なかったのですか。

高校教育室長

それについては出ませんでした。氏名まで求める必要はないのかなという判断をしまして、校長が全部全工程を調査書作成から関わっているわけですので、検討会でも意見が出ませんでした。

委員長

これはおそらく、非常に県民の皆さんの興味があることだと思いますので真剣に議論したいと思いますが、他はございませんでしょうか。

山根委員

入っていただく高等学校にとってはいくら成績が良くても、集団活動がなかなかできにくいお子さんとかそういう観点でも見たいということで調査書というのが重要なポイントになると思います。竹下委員がおっしゃるように、昭和40年代というのは、とにかく頑張れば上の学校に目指していけるからと親も先生方も、子どもも一緒になって頑張るといような世の中の風潮があって、そしてその中でうまくやっていました。人間関係が非常に病んでいる社会では、人間関係がどの位スムーズにできるのかとか、集団活動はどうかとかが重要です。

それから個別の学力でも分かりやすいように、子どもが伸びるためには、自分も含めて自分のことを知るために事前開示というのはすごく素晴らしいことです。中学校から高校へ行く時期というのは、自分が目標を持って、自分の性格を知って、自分の趣味や嗜好も含め適正を自分で正しく決めていかなきゃならない時期ですよ。絶対評価という中のその表とかを見ていると、なかなか納得できないというのは、生活配分とかそういうものがありますが、そちらの方がむしろ主観的で親御さんとか生徒自身が分かりにくい点なのかも知れないので、そういう所をもうちょっと分かりやすく基準というのを出していただくと生徒は考えやすいのではと思います。どこの高校に行ったら自分が一番居やすいというか、そういう観点になるのではないかなと思います。

高校教育室長

それにつきましては、前の要項の所でもお話をさせていただきましたが、3月に各学校がうちの学校はこういう特色があって選抜ではこういう重視する要点がありますよということを発表しています。そうすることによって、自分が向いてるか向いてないのかということが分かるということが一点と、前期選抜では、自己推薦書とかあるいは志願書を生徒自身が書きますが、自分はこういう特色があるんだよということをPR出来るということをこの願書の中に入れましたので、自分はこう思うんだけどもということを高校側に伝えるようにはなってきたのかなと思います。

調査書の中には、その他参考となる諸事項という下の方の欄に生徒の長所とか特技とか生徒会活動、スポーツ活動等々、ボランティア活動歴まで書く欄がありまして、例示もしてありますので中学校はここを書いてくるかなと思います。基本的に子ども達の良い部分を書いて下さいねということをお共は中学校側に語りかけています。だからプラス面を見て評価したいということで指導要領も同じなのですが、そういう形で今見ているので、それをより徹底したいなと思っています。

山根委員

ありがとうございます。

委員長

私学とか、いわゆる県立以外の中学校、それから県外からの中学校とか受ける場合がありますよね。そういう場合は、どういう扱いになるのですか。

高校教育室長

私立については分かりませんが、公立中学から私立高校に行くのについては、どういう方法で選抜されているかというのが分かりません。

委員長

逆です。私立中学校から高校。

高校教育室長

それは同じようにこういうものを書いていただいています。教育委員会だけでなく、生活部が私学の担当ですので、そこへ必ず情報を入れて、公立中学と私立中学と格差がないようにしていますので、県外受験についても県外受験の説明会をおこないまして、この書類を出身中学校に書いて頂くようにしていますので、公平性は保っています。

委員長

はい、分かりました。それからここに市町等教育委員会と「等」が入っていますが、これは何か意味があるのですか。

高校教育室長

組合立がまだ残っているということです。

委員長

まだあるのですね。

高校教育室長

これが無くならない限りは「等」を付けないといけないということです。

委員長

分かりました。

井村委員

どこに残っているのですか。

高校教育室長

多気町と、松阪市の協和中学校というのがあります。

教育長

2 ページの一番最後の所で、3 学年の評定合計値を事前に表示というのがありますが、そうすると3 年生の成績を前倒しにつけて提出するということなの。3 月までいってしまったら同じことですよ。

高校教育室副室長

前期選抜につきましては1 2 月末までの成績、それから後期選抜については1 月末までの成績をつけて提出します。ですからそこで期限を切って提出するということになります。

教育長

途中段階の成績を出すということになるのですか。

高校教育室副室長

はい。

委員長

他よろしいでしょうか。入試の問題は永遠のテーマですので、改善に改善を重ねなければいけない。

竹下委員

私立中学も同じ評定をしているのですか。

高校教育室長

はい。

委員長

他よろしいでしょうか。それでは、まだいろいろ問題がありますが、承認いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

委員長

それでは、ここからは審議は秘密会となりますので傍聴の方が見えたら退席をお願いいたします。

議案第 5 4 号 平成 1 9 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 5 5 号 三重県部制条例の一部を改正する条例案について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 5 6 号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告 2 県立高等学校再編活性化第三次実施計画（案）パブリックコメント項目別回答について（非公開）

教育改革室長が説明し、全委員が本報告を了承する。